

2021年3月11日

ライソゾーム病治療薬 保険医が投与することができる注射薬の 対象薬剤に追加

「在宅医療」における使用を想定

サノフィ株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:岩屋孝彦、以下「サノフィ」)は、当社のライソゾーム病治療薬が「保険医が投与することができる注射薬」の対象薬剤に追加されましたので、お知らせします。

この度、令和3年厚生労働省告示第六十三号(令和3年3月5日告示)が公布され、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部が改正されました。

これに伴い、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」に、ライソゾーム病に係る酵素製剤 8 疾患 11 製剤が定められました。適用開始日は令和3年3月6日となります。

なお、サノフィの該当製品は下記の通りです。

	販売名	一般名
ファブリー病治療薬	ファブラザイム点滴静注用 5mg ファブラザイム点滴静注用 35mg	アガルシダーゼ ベータ (遺伝子組換え)
ムコ多糖症Ⅰ型治療薬	アウドラザイム点滴静注液 2.9mg	ラロニダーゼ (遺伝子組換え)
ムコ多糖症Ⅱ型治療薬	エラプレース点滴静注用 6mg	イデュルスルファーゼ (遺伝子組換え)
ゴーシェ病治療薬	セレザイム静注用 400 単位	イミグルセラゼ (遺伝子組換え)
ポンペ病治療薬	マイオザイム点滴静注用 50mg	アルグルコシダーゼ アルファ (遺伝子組換え)

これにより、「在宅医療」においてライソゾーム病に係る酵素製剤が使用されることが想定されます。

サノフィは、希少疾患領域において、引き続き日本の患者さんに希望をお届けできるよう鋭意努力し、患者さんとそのご家族や医療関係者へ更なる貢献をまいります。



サノフィについて

サノフィは、健康上の課題に立ち向かう人々を支えます。私たちは、人々の健康にフォーカスしたグローバルなバイオ医薬品企業として、ワクチンで人々を守り、革新的な医薬品で痛みや苦しみを和らげます。希少疾患をもつ少数の人々から、慢性疾患をもつ何百万もの人々まで、寄り添い支え続けます。

サノフィでは、100 カ国において 10 万人以上の社員が、革新的な医科学研究に基づいたヘルスケア・ソリューションの創出に、世界中で取り組んでいます。

サノフィは、「Empowering Life」のスローガンの下、ヘルスジャーニー・パートナーとして人々を支えます。

日本法人であるサノフィ株式会社の詳細は、<http://www.sanofi.co.jp> をご参照ください。